

# クレーン運転特別教育

事業者は労働安全衛生法（第59条）により、つり上げ荷重5t未満のクレーン運転業務に労働者を従事させる時は、特別教育を行わなければならないことになっております。つきましては、当協会が事業者に代わって、上記特別教育を下記の通り開催致しますので、特別教育を受けていない方は、受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 程：令和4年5月31日（火）～6月1日（水）
2. 時 間：8：50～16：10（初日）（集合受付 8:20 オリエンテーション 8:40）
3. 会 場：学 科 サンパルク 2F 会議室（釜石市上中島町 2-7-36 ☎：0193-55-4380）  
実 技 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所構内
4. 受 講 料：会 員 12,155円（消費税込）（受講料 10,450円 テキスト代 1,705円）  
非会員 13,805円（消費税込）（受講料 12,100円 テキスト代 1,705円）
5. 申込方法：受講申込書に所定事項を記入し、受講料、テキスト代等を添えてお申込み下さい。（FAX 可）  
〒026-0041 釜石市上中島町 2-7-36 TEL 0193-55-4380 FAX 0193-55-4381  
※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込み手数料はご負担願います。

岩手銀行釜石支店（普通）0257116 こうざい いわてろうどうきじゆんきょうかいがまいしし ぶ（公財）岩手労働基準協会釜石支部

6. 定 員：30名 ※申込者数が少ない時、開催中止となることがあります。
7. 締 切 日：5月24日（火）但し定員になり次第締切ります。
8. キャンセルの取扱：※5月24日（火）以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。
9. カリキュラム

1日目		2日目	
8:40～8:50	オリエンテーション	8:30～10:35	クレーン運転のために必要な力学に関する知識
8:50～12:00	クレーン運転に関する知識	10:40～11:40	関係法令
13:00～16:10	原動機及び電気に関する知識	12:40～16:50	実技 ・クレーンの運転 ・クレーンの運転のための合図

※集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められません。ご注意下さい。

## 10. その他

- (1) 筆記用具を必ずご持参下さい。
- (2) 受講票は、後日、郵送致します。当日ご持参下さい。  
講習3日前までに届かない場合ご連絡をお願い致します。
- (3) 実技にはヘルメット（貸出有）、作業服等服装を整えて下さい。
- (4) 2日目の実技講習は、学科会場より移動します。昼食は、各自にてご準備下さい。
- (5) 所定時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。
- (6) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (7) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

## 6月クレーン運転業務特別教育 受講申込書

令和4年5月31日(火)～6月1日(水)

No. \_\_\_\_\_

フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏名			
現住所	〒 _____		
	TEL _____ 当日連絡可能な携帯		

(※個人受講者は、記入の必要はありません)

勤務先	所在地	〒 _____		
		TEL (        ) (        ) (        )		
		FAX (        ) (        ) (        )		
	事業所名			
※該当箇所にお をお付け下さい		(公財)岩手労働基準協会会員の 有無	会員	非会員
		受講料振込予定日 月 日		

年 月 日

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受講者(本人自署)氏名 \_\_\_\_\_

※申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に  
関すること以外に使用致しません。

受 付 印